

四街道市都市公園指定管理者募集要項

四街道市の都市公園（総合公園・地区公園・近隣公園・街区公園及び都市緑地）の指定管理者を募集します。

なお、四街道総合公園（野球場、多目的運動場、体育館）は四街道市教育委員会の所管であるため、別に仕様書を定めておりますのでご注意ください。

1 施設の設置目的

本施設は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設として設置しています。

2 施設の概要

(1) 施設の名称	(2) 施設の所在地
四街道総合公園	四街道市和田 161
四街道中央公園	四街道市鹿渡無番地
千代田近隣公園	四街道市千代田 5-28
美しが丘近隣公園	四街道市美しが丘 2-1
池花公園	四街道市池花 2-25
鷹の台公園	四街道市鷹の台 2-36
わらび近隣公園	四街道市めいわ 2-232
物井さとくらし公園	四街道市もねの里 4 丁目 1
街区公園 1 6 2 箇所	四街道市鹿渡895-26 他
都市緑地 4 7 箇所	四街道市みそら3-22 他

※ 施設の規模等については、「仕様書」に記載しています。

3 指定管理者が行う管理の基準

管理に当たっての基本的事項は、次のとおりとしますが、提案に当たっては、当該事項（(1)、(2)、(3)に限る。）の効果的な変更も、事業計画の企画提案の対象となります。

また、本施設には、有料の施設があり、使用料収入となる施設と利用料金収入となる施設があります。使用料収入については市の収入になり、利用料金収入については指定管理者の収入となります。なお、該当する施設については、(6)使用料等に掲げ

るとおりとします。

(1) 各有料公園施設等の休場日

公園名	施設名	休場日
四街道総合公園	野球場、体育館、多目的運動場、庭球場	原則月曜日（月曜日が祝日の時は、翌火曜日）及び年末年始
	キャンプ場	原則月曜日（月曜日が祝日の時は、翌火曜日）及び年末年始。ただし、夏季期間は無休
四街道中央公園	野球場、庭球場	原則水曜日（水曜日が祝日の時は、翌木曜日）及び年末年始
	水泳場	6月15日から9月30日以外の期間
千代田近隣公園	庭球場	原則火曜日（火曜日が祝日の時は、翌水曜日）及び年末年始
美しが丘近隣公園	庭球場	原則火曜日（火曜日が祝日の時は、翌水曜日）及び年末年始
わらび近隣公園	庭球場	原則火曜日（火曜日が祝日の時は、翌水曜日）及び年末年始
鷹の台公園	庭球場	原則火曜日（火曜日が祝日の時は、翌水曜日）及び年末年始

ただし、あらかじめ市長（四街道総合公園（野球場、多目的運動場、体育館）にあたっては教育委員会）の承認を得ることにより、休場日に使用させることができます。

(2) 各有料公園施設等の開場時間

公園名	施設名	開場期間		開場時間
四街道総合公園	野球場	3月4月	土・日	午前7時から午後5時まで
		8月から10月	祝日	
	多目的運動場	5月から7月	平日	午前9時から午後5時まで
			日・祝日	午前7時から午後5時まで
		11月から2月	土	午前7時から午後7時まで
		平日	午前9時から午後7時まで	
	11月から2月		午前8時から午後4時まで	
体育館			午前9時から午後9時まで (ただし、施設の休日の前日は、午前9時から午後5時までとする。)	
庭球場	3月から10月		午前9時から午後5時まで	
	11月から2月		午前8時から午後4時まで	

	キャンプ場	3月から10月	午前10時から午後3時まで
		11月から2月	午前9時30分から午後2時30分まで
	キャンプ場 夏休み期間の 宿泊キャンプ	夏休み開始日から 夏休み終了日前日 まで	午後4時から翌日午前9時まで
四街道中央 公園	野球場	4月から10月	午前9時から午後9時まで
		11月から2月	午前8時から午後4時まで
		3月	午前9時から午後5時まで
	庭球場	3月から10月	午前9時から午後5時まで
		11月から2月	午前8時から午後4時まで
	水泳場	6月15日から 9月30日	午前9時から午前12時まで 午後1時から午後4時まで
千代田近隣 公園	庭球場	3月から10月	午前9時から午後5時まで
		11月から2月	午前8時から午後4時まで
美しが丘近 隣公園	庭球場	3月から10月	午前9時から午後5時まで
		11月から2月	午前8時から午後4時まで
わらび近隣 公園	庭球場	3月から10月	午前9時から午後5時まで
		11月から2月	午前8時から午後4時まで
鷹の台公園	庭球場	3月から10月	午前9時から午後5時まで
		11月から2月	午前8時から午後4時まで

ただし、あらかじめ市長（四街道総合公園（野球場、多目的運動場、体育館）にあっては教育委員会）の承認を得ることにより、開場時間以外の時間に使用することができます。

(3) 適正な管理運営

施設の設置目的に従い、適正な管理運営を行ってください。

(4) 適正な利用の確保

施設の管理運営に当たっては、施設を使用しようとする者に不当な差別的取扱いがなされないよう適正な利用を確保してください。

(5) 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者に指定された場合は、本市条例、規則及び別途締結する協定書に基づき、必要な措置を実施していただきます。

(6) 使用料等

① 使用料

施設に係る使用料については、条例で定める額とし、利用者から徴収した使用料等については、市の収入となります。該当する施設は、次に掲げるとおりとします。

四街道総合公園庭球場、四街道中央公園（野球場、庭球場、水泳場）、千代田近隣公園庭球場、美しが丘近隣公園庭球場、わらび近隣公園庭球場、鷹の台公園庭球場

② 利用料金

施設の利用者から徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

なお、利用料金は条例で定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとし、変更する場合も同様とします。

また、教育委員会が特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し又は免除することができます。該当する施設は、次に掲げるとおりとします。

四街道総合公園（野球場、多目的運動場、体育館）

(7) 関係法令等の遵守

指定管理者に指定された場合において、施設の管理運営業務を行うに当たっては、次に掲げる関係法令等を遵守する必要があります。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法
- ③ スポーツ基本法
- ④ 都市公園法及び同施行規則
- ⑤ 四街道市都市公園条例及び同施行規則
- ⑥ 四街道市総合公園有料公園施設管理規則
- ⑦ 個人情報保護に関する法律
- ⑧ 四街道市情報公開条例及び同施行規則
- ⑨ 四街道市使用料条例
- ⑩ 四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則
- ⑪ 四街道市暴力団排除条例
- ⑫ その他関係法令等

4 指定管理者が行う業務の範囲

次に掲げる業務とします。

(1) 管理運営事業（市からの指定管理料に含まれる業務）

- ① 施設の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ その他施設の管理運営上市長又は教育委員会が必要と認める業務

※ 詳細については、別添「仕様書」のとおりとします。

(2) 自主事業（市からの指定管理料に含まれない業務）

- ① 施設の設置目的及び住民のニーズを反映した指定管理者の主催事業
- ② その他業務

5 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）とします。

6 申請者の資格等

- (1) 申請者は、法人その他の団体とし、適格請求書発行事業者の登録を受けている者
とします。
- (2) 複数の団体での共同による申請の場合は、共同申請をするものの名称を設定し、
代表となる団体を決め、当該代表となる団体が申請の手続を行うこととします。
- (3) 共同申請をするものを構成する一の団体は、他の共同申請をするものを構成する
一の団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (4) 申請する団体（法人でない団体にあつては、団体の代表者。以下同じ。）が、地方
自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げ
る事項に該当しない者であることとします。
ア この募集要項の告示の日において手形交換所による取引停止処分を受けてか
ら2年間を経過しない者又は告示の日前6ヶ月以内に手形、小切手の不渡りを出
した者
イ この募集に係る申請の日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の適
用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がさ
れていない者
ウ この募集に係る申請の日までに民事再生法（平成11年法律第225号）の適
用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がさ
れていない者
エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (5) 申請する団体が、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停
止措置を、この募集要項の告示の日からこの募集に係る申請の日までの間受けてい
ない者であることとします。
- (6) 申請する団体が、国税（法人税又は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納して
いない者であることとします。

7 管理運営経費

(1) 指定管理料（委託料）

指定期間内の指定管理料総額の限度額 1, 215, 680千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、別添「都市公園管理運営業務仕様書」及び「四街道総合公園（野球場・多
目的運動場・体育館）管理運営業務仕様書」ごとに限度額を次のとおり設けていま

す。

※ 指定管理料は、予算の範囲内で指定管理者と締結する協定書により決定することとなります。提案額が保障されるものではありません。

① 都市公園管理運営業務仕様書に基づく限度額

799,250千円（消費税及び地方消費税を含む）

また、都市公園の新設、廃止等により管理する施設概要に変更が生じた場合は、市と協議のうえ協定書を変更することとします。

② 四街道総合公園（野球場・多目的運動場・体育館）管理運営業務仕様書に基づく限度額

416,430千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この施設の指定管理料総額は、管理に係る経費から利用料金収入を控除した額です。なお、令和元年度から令和4年度までの収入実績については、別紙1のとおりです。

(2) 指定管理料（委託料）の支払い

協定書に基づき、四半期ごとに前金払いにより支払います。

(3) 会計管理

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うに当たり、法人等の経理から分離し、別に経理区分を設け、収支を明らかにしてください。

また、専用の口座を開設することとします。

8 指定管理者と四街道市の危険負担

原則として協定書に定めるとおりとします。ただし、協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と指定管理者が協議の上定めるものとします。

9 申請方法等

(1) 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出してください。

① 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する事業計画書（様式1）及び収支予算書（様式2）

② 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等及び団体の代表者の身分証明書（市区町村長が発行するもので申請日直前3か月以内に発行されたもの））

③ 当該団体の直近の決算期3期分の法人税申告書（別表1・4・5）、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がない者にあつては、これらに類する書類）

④ 当該団体のパンフレット等、団体の概要が分かるもの

- ⑤ 申請者の資格を欠いていないことの宣誓書（様式3）
- ⑥ 国税（法人税又は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
- (2) 提出部数
正本1部、副本12部（副本は複写可。うち1部はクリップどめとし、製本しないもの）とします。
- (3) 提出方法
持参又は郵送とします。持参の場合は、令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は受けをしません。）、郵送の場合は、原則として書留とし、令和5年8月31日（木）必着とします。
- (4) 提出先
〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市都市部都市計画課公園緑地係
- (5) 説明会の開催
申請方法、提出書類、今後の日程等について説明会を開催します。
参加人員は1団体につき2人までとし、団体の名称及び参加者の氏名を令和5年8月7日（月）午後5時までに連絡してください。
 - ① 開催日時 令和5年8月8日（火）午後2時00分から
 - ② 開催場所 四街道市役所第2庁舎 第2会議室（2F）
 - ③ 連絡先 13の問い合わせ先と同じ
- (6) 申請に要する経費等
申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- (7) 質問事項の受付等
募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
 - ① 受付期間 令和5年8月1日（水）～令和5年8月15日（火）午後5時
 - ② 受付方法 質問票（様式4）に記入の上、13の問い合わせ先までFAX又は電子メールで提出してください。
 - ③ 回答方法 説明会前日までの質問については、説明会で回答します。説明会後の質問については、FAX又は電子メールにより説明会に出席した団体に令和5年8月22日（火）までに回答します。
- (8) その他
 - ① 提出された書類等はお返しいたしません（使用は選定評価委員会での選定及び議会での指定に係る手続に限ります）。
 - ② 提出された書類は、四街道市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示することがあります。
 - ③ 指定に係る議会での審議に必要な情報に限って、応募資料の一部を議会に提供

することについて予めご了承ください。

10 選定の基準

指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定する基準は次のとおりです。

- ① 施設の設置目的が達成できること。
- ② 施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- ③ 施設の利用者に対するサービスの維持向上が図られること。
- ④ 市民の声が反映される管理が行われること。
- ⑤ 四街道市都市公園条例の趣旨等に基づき、施設の効用をいかしながら、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ⑥ 事業計画に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

11 選定方法等

(1) 選定の方法

四街道市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て1団体を指定候補者として選定します。選定に当たっては、原則的にヒアリングを行います（ヒアリングの日時及び場所その他必要な事項はヒアリング開催日の1週間前までに連絡します。）。なお、指定管理者として適した団体がない場合は、本募集要項による指定候補者は該当がなかったものとします。

また、選定された団体が四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第20号）第6条の規定により選定を取り消されたときは、選定されなかった申請者の中から新たに指定候補者を選定する場合があります。

委員会の審査については、選定の基準に基づく別紙の審査基準を基に委員会が指定候補者を選定します。

(2) 選定結果

選定の結果については、各申請者に文書で通知します。また、選定結果の公表の際には、事業者名、総得点及び評価項目ごとの得点を四街道市ホームページで公表します。

(3) 選定後の手續

指定候補者に選定された団体は、四街道市議会における議決を経て、指定管理者として行う業務について本市と協定を締結した後、本施設の指定管理者として指定します。

12 引継業務等

本施設の指定管理者として新たに指定を受けた者は、施設の管理運営を円滑に開始

するため、管理運営を開始するまでの間に十分な準備を行うとともに、前任の指定管理者から引継ぎを受けるものとします。

管理運営を開始するための準備経費及び引継ぎに要する経費については、前任の指定管理者が引継ぎに要する経費を除き、新たに指定を受けた指定管理者が負担するものとします。

13 問い合わせ先

- (1) 都市公園（四街道総合公園（野球場・多目的運動場・体育館）を除く）に関する問い合わせ先

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市都市部都市計画課公園緑地係

電話：043-421-2263（直通）FAX：043-424-8921

電子メール：ytoshi@city.yotsukaido.chiba.jp

- (2) 四街道総合公園（野球場・多目的運動場・体育館）に関する問い合わせ先

〒284-0003

千葉県四街道市鹿渡2001-10 四街道市教育委員会教育部スポーツ青少年課スポーツ振興係

電話：043-424-8926（直通）FAX：043-424-8923

電子メール：ysports@city.yotsukaido.chiba.jp

様式 1

四街道市都市公園に関する事業計画書

所在地

団体名

代表者名

1 事業実施に当たっての基本的な考え方

(指定管理者として、事業を実施するに当たっての方針や考え方、利用率向上への方策などを具体的に記述してください。)

2 組織体制

(貴団体における当該業務に従事する組織の位置付け、内容(指揮命令系統を明示した組織図)などを具体的に記入してください。)

3 職員配置

(職員配置と業務分担、職員の勤務時間と勤務割振表等勤務体制を記入してください。なお、当該業務に類似した経験を持つ職員を配置できる場合は当該職員の前に経と記入した上、経験内容を記入してください。また、〇〇〇資格を持った職員の前には資と記入してください。)

(職員配置と業務分担)

(職員の勤務時間と勤務割振表等勤務体制)

4 職員研修の方針

(業務を実施、継続していくための職員などの従事者に対する研修の方針を具体的に記述してください。)

5 警備、清掃その他の施設維持管理方策

(方法や回数などを詳細に記入してください。また、他業者への委託で行うかどうかについても記入してください。)

(警備)

(清掃)

(その他)

6 トラブルに対する対応策

(トラブル時の対処方法や事故を未然に防止する方策を具体的に記入してください。)

7 災害対策

(災害等緊急時の対処方法や連絡体制等を具体的に記入してください。)

8 個人情報保護に関する措置

(個人情報保護に関する対応方針や対応策を具体的に記述してください。)

9 不当な差別的取扱いを防止する方策

(市の基準の確認、許可しない場合の措置、職員への周知その他の不当な差別的取扱いを防止する方策を記述してください。)

10 現状のサービスの維持

(サービス維持に当たって具体的に考えていることを記述してください。)

11 新たなサービスの方策

(新たなサービスについての計画がありましたら具体的に記述してください。)

12 利用者等市民の要望に対する組織としての体制

(市民要望に対し、組織的にどのようなシステムにするかについて記入してください。)

13 利用者等市民の要望に対する把握方法と改善方針の決定方法

(市民要望に対する把握方法と改善方針決定に当たってのシステムについて記入してください。)

14 経費の縮減方策

(経費縮減に当たっての具体的な方策を記述してください。)

15 業務実績

(同種業務又は類似業務の実績を記入してください。)

(同種業務)

(類似業務)

16 その他特記すべき事項

(指定管理に当たっての抱負や団体としてアピールすることなどについて記入してください。)

様式2【収入：総括表】

収支予算書(全指定期間)							
総括表							
収入		(単位：千円 税込み)					
科 目	年度	年度	年度	年度	年度	合計	備考
管理 運 営 事 業	指定管理料						
	利用料金						
小 計							
自 主 事 業	自主事業1						
	自主事業2						
小 計							
総 計							

※ 科目欄については、必要に応じ、小区分を設定して記入してください。

※ 各年度の内訳に関して、別途資料を添付してください。

様式2【支出：総括表】

収支予算書(全指定期間)								
総括表		(単位：千円 税込み)						
支出		年度	年度	年度	年度	年度	合計	備考
科目								
管理運営事業	人件費	給料						
		賃金						
	需用費	消耗品						
		印刷製本費						
		修繕料						
		医薬材料費						
		燃料費						
		光熱水費						
	役務費	通信運搬費						
		保管料						
		広告料						
		手数料						
		保険料						
	その他の経費	委託料						
		賃借料						
		原材料費						
		備品購入費						
		公課費						
		諸経費						
	小計							
自主事業	自主事業1	人件費						
		需用費						
		役務費						
		その他の経費						
	自主事業2	人件費						
需用費								
役務費								
その他の経費								
小計								
総計								

※ 科目欄については、必要に応じ、小区分を設定して記入してください。
 ※ 各年度の内訳に関して、別途資料を添付してください。

様式3

宣 誓 書

四街道市都市公園指定管理者募集要項第6項「申請者の資格等」に掲げるすべての欠格事項について該当していないことを誓います。

令和 年 月 日

四街道市長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

様式4

質 問 票

四街道市都市公園指定管理者募集要項について、次のとおり質問票を提出します。

団体名		
所在地		
担当部署名		
担当者名		
連絡先	電話番号	
	F A X 番号	
	電子メール	
質問事項 (タイトル)		
要項等での対応部分	文書名・ページ	
	該当箇所：	行目～ 行目
質問内容		

※ 質問事項は、1問につき本様式を1枚使用し、簡潔にまとめてください。
令和〇〇年〇月〇日 (〇) までに回答がない場合は、募集要項の連絡先までお問い合わせください。